

令和7年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月10日(水) 午後3時30分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(14人)

会 長	1 番	前 川 義 憲			
会長職務代理	1 4 番	小宮山 晃 次			
委 員	2 番	春 摘 要	3 番	宮 内 敬 介	
	4 番	竹 下 るみ子	5 番	林 悦 子	
	6 番	草 刈 満 男	7 番	青 木 正 篤	
	8 番	古 谷 葉 子	9 番	浮 田 益 実	
	1 0 番	葉 狩 健 一	1 1 番	池 本 英 夫	
	1 2 番	細 山 周 一	1 3 番	長 石 憲太郎	

4. 欠席委員(な し)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

1 5 番	西 沖 和 己	1 6 番	谷 口 真 一
1 7 番	国 石 宣 広	1 8 番	植 木 義 博

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 地籍調査に伴う農地の地目認定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の意見決定について

議案第4号 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 農業委員会事務局職員(2人)

事務局長	山 中 章 弘	書 記	安 道 千 景
------	---------	-----	---------

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後3時30分)
事務局長	ただ今から、令和7年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。 開会にあたりまして、前川会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、前川会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、4番 竹下るみ子委員、5番 林悦子委員をお願いいたします。 次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。 それでは番号1について、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは、議案書の1ページをご覧ください。番号1です。 農地の所在が大字西宇塚地内、地目は田、面積708㎡です。 権利種別は3条の無償移転です。 申請事由としましては、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大となっております。 場所につきましては、別冊の申請位置図の1ページをご覧ください。〇〇集落の掛りで、土師川に接した、この地図で行くと右側のちょうど隣接した右手の農地になります。 2ページにその公図、3ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、私1番 前川が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をさせていただきます。

1 番	4月3日に、午後5時過ぎから譲受人の家で聞き取り、現地確認については4月1日にしております。 この農地は元々、〇〇さんという家の方が水田として利用されておりました。〇〇さんから譲受人の、いまは亡くなっておられますけども、母親が購入をされて耕作しようとされとったんですが、当時は農地の売買による下限面積の要件があつて農地取得が出来ないということで、譲渡人の父親の名義とされたという経緯です。それで、譲渡人の家と譲受人の家というのは親戚関係で、譲渡人の息子さんとの話しで、この度申請したものであるということです。 現状、ちょうど私の家の農地の川を挟んで向かい側の田んぼになりまして、よく見ておるわけですし、譲受人が野菜を作られたり、草刈り等の管理はずっとされておるところです。 農機具については、写真にありますけども、青いシートを被ったこれは耕運機でして、毎年耕運機でやっておられてまして、第3条の2項の1号ですね、全部効率要件、要するにここの農地は全部耕作するということになっておるんですが、本人に確認を取ると、全部は耕作は、一人でやっておるんで、今までと同じようにしますと。現状、草刈りもされておられますし、それから農作業の従事要件につきましても、確認してみましたところ150日というのがありますけども、都度都度、休みの時には出て農作業もやっておられるので、これは問題ないというふうに考えております。それから7号の地域との調和案件ということですが、これは、自宅からは線路を挟んでますけど、車で数分のところで、獣害対策もここにありますように柵をされております。隣の農地もずっと水田として他の方が耕作をされておるところですので、そこへの影響もないということで確認をしております。 本人の方も今までどおり作るので、下限要件がなくなって取得できるので変えてしまいたいということで、問題ないということをご報告させていただきます。 以上です。
議長（会長）	これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。 （質問、意見なし）
議長（会長）	発言がないようなので、それでは採決いたします。 議案第1号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に番号2について、事務局に説明を求めます。
事務局長	同じく、議案書の1ページをご覧ください。番号2番です。 二筆あります。一筆目の農地の所在が大字埴師地内、地目は田、面積230㎡。

	二筆目も同じく大字埴師地内、地目は田、面積38㎡。二筆の合計が268㎡です 権利種別は3条の有償移転です。 申請事由としましては、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営の新規参入とな っております。 場所ですが、別冊の申請位置図の4ページをご覧ください。国道53号線を那岐 方面に向かって、〇〇公民館がある交差点を左に曲がって、〇〇公民館を少し行っ たところの、譲受人自宅に隣接する農地となっております。 5ページにその公図、6、7ページが現況写真となっております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 ただいまの説明に関連して、3番 宮内敬介委員に現地の事前調査をお願いして おりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
3 番	調査の結果を報告させていただきます。 4月3日に譲受人にお会いをしまして、状況を確認しましたところでございま す。 申請農地は、先ほど事務局の説明がありましたように、譲受人の自宅の両隣に所 在しておりまして、譲渡人とは親戚関係ということでございます。 10年以上前から実質一緒にといえますか、共同で野菜等作っていたというところ があるんですけど、近年、譲渡人が作業をされなくなったということで、実質、 譲受人が維持管理しておられるようでございます。 このようなところから、譲渡人の方から農地移転の申出がありまして、今回の許 可申請をされたというところでございます。 譲受人の農機具等の所有ですけれども、管理等は草刈機を所有しておられて、今 後も野菜等を作って農地を維持していきたいというところでございました。 で、地目は田になっておりますけれども、一筆38㎡の方は、もう畦畔もないよ うな状況で、ほぼほぼ畑のような状況でございますし、もう一筆の方も同じように、 ほとんど畑のような状況になっておりますけれども、いずれにしましても、先ほど 報告しましたように、農地法第3条の審査基準に基づきいったところでございま すけれども、問題ないなというところを確認しました。 以上、報告します。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明に ついて、発言のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし)
議長(会長)	よろしいですか。発言がないようなので、それでは採決いたします。 議案第1号番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第2 議案第2号「地籍調査に伴う農地の地目認定」を議題とします。 地籍調査事業に伴う地目変更認定を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の2ページをご覧ください。 これにつきましては、智頭町地籍調査課から依頼のあったものであります。 番号1です。大字中原の、申し訳ございません、20筆と記載しておりますけど、21筆に訂正願います。大字中原の21筆です。 地目変更済みの11筆を除いた21筆です。 詳細は3ページから6ページに載せておりますので、後ほどごらんください。 以上です。
議長(会長)	ただいまの説明に関連して、10番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
10番	3ページからある中原の大シャレというのは横瀬の谷で、キャンプ場のあるあの筋の谷の周辺です。これまで利用状況調査あるいは地籍調査推進員で現地をずっと見て回っておりますけど、実際は現状の地目で間違いないことを確認しております。 以上です。
議長(会長)	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)
議長(会長)	ありませんか。 それでは採決いたします。 議案第2号 番号1について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長(会長)	全員賛成ですので、議案第2号 番号1は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定致しました。 次に、議案第2号 番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局長	それでは引き続き、議案書の2ページをごらんください。 これにつきましても、智頭町地籍調査課から依頼のあったものであります。番号2です。大字大呂の6筆です。地目変更済みの2筆を除いた6筆です。詳細は7ページに載せております。 以上です。
議長（会長）	ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
14番	それでは、現地確認を行いましたので、その報告をさせていただきます。 4月2日に現場の方に行きまして、確認をしてきました。 が、農地というように特定はできませんでした。この地番あたりの近くまで行って確認しましたが、ほぼ植林されており、とても耕作できるような土地はございませんでした。 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
7番	7番、8番は昭和48年に第4条許可で植林となってるんですけど、本来ならその時点で農地以外の地目にしてるんでないかなと思いますけど、どうなんですか。
事務局書記	植林で転用許可されますけど、植林後に抜けられなく状態にならないと。いつでも抜いて農地に戻せる状態だと、田畑に返れることになる。 ですので、植林の場合は本当に植わった状態だと確認できれば、本人から地目変更するために現況確認願が出される。農業委員会が、間違いなく植林でできてるよねという確認書を発行する。それを法務局に持って行って地目変更される。 その手続きをされないままずっときているから、地目は農地のままということになるんです。
議長（会長）	（意見欄に）○と○がしてないのというのは。
事務局長	この下の二つは、昭和48年に農地転用の許可がしてあるけど、地目を変えてなかったんで農地のまま残っていると。今回、地籍調査で「農地じゃないよね」と上がってきている。農業委員会は、以前に農地転用されてるので農地ではないと。地目変更の手続きをされてないけども、現状農地ではないということを出てきていると、いうことでご理解いただけますか。
事務局書記	地籍調査の方は法務局の登記簿上の地目で調査しますが、農業委員会は転用申請がされて許可された時点で農地台帳から外します。そうすると、今回は調査の対

	象にならないから農地以外の土地ですよと既に回答できる、ということで〇をしているところです。
6 番	では、この6筆が8筆でないというのは、そういうことですか。
事務局書記	そうです。8筆出ているのは、これは地籍調査課から依頼があった筆数であって、ウチは既に台帳から2筆落としているので調査する筆数は6筆で良い、そういうことです。
議長（会長）	よろしいですか。 その他。
3 番	要は転用で、4条申請して植林オッケーですよと許可した分でも、現況がそうならんことには地目変更できないということですか。
事務局長	農地転用の許可が出て植林をしたり、家を建てたとなったら、その現地をもう一回確認して下さいねということを、もう一回農業委員会に言ってこなくちゃいけないんです。そうしたら、農業委員会がもう一回見に行って、確かに植林されて山になっています、確かに家が建って家になっていますっていう確認書を渡します。確認書を持って法務局に行かないと地目が変わらない。 農地以外に変えても良いですよという許可と、その後に地目を変える証明のその二つがないと地目は変わらないんです。
7 番	最初の手続きはされたけども、その後の手続きがされてないと。
事務局長	されてないから農地のまま残っているから、こうやって出てくると。結構あると思います。
3 番	これまでも何回か4条、5条出てきているんですけど、一回しか総会で出てきていない。申請された方は実際法務局まで地目変更されていないと。
事務局書記	転用許可書には、地目を変更するには農業委員会の現況確認をしてもらって下しと一筆入っています。だから、地目を変えたいのであれば証明が必要になってくる。
事務局長	その現況確認願が出されても、それは農業委員会の総会にはかけない。だから、2回目のことは皆さんが知られないことが多いと思います。 そこはもう転用して良いと許可されてるので、転用できたかどうかを農業委員会は確認するだけなので、事務局が確認して処理する。 皆様のところは、どっちにしても同じものが2回総会に係ることはない。
議長（会長）	よろしいですか。

	それでは採決いたします。 議案第2号 番号2について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第2号 番号2は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定いたしました。 次に、日程第2 議案第3号「農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定についての提出があったので、意見を求めるものです。 なお、議案第3号につきましては、農地番号4及び番号5について14番 小宮山晃次委員が借受人となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。 (小宮山晃次委員退席 午後4時01分)
議長（会長）	それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	それでは議案書の8ページをご覧ください。議案第3号についてです。 3月21日付けで智頭町長から農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定を求められたものです。これは農地中間管理機構を通じた貸し借りとなります。 昨年からお話ししてますように、今年度以降はこの中間管理機構を通じた貸し借りのもののみということになります。 今回利用権設定される面積ですが、田が11,064㎡、畑が208㎡、合計11,272㎡です。 利用権を設定する者が6名、受ける者が4名となっております。 期間につきましては、5年から10年未満が6,200㎡、10年以上が5,072㎡となっております。 それでは9ページで詳細について説明をいたします。 (議案書に基づいて、農用地利用集積等促進計画の内容を説明) 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
6 番	賃料に米とありますが、これは玄米でしょうか白米でしょうか。
事務局長	確認してませんでした。今後確認するように注意します。

議長（会長）	他にありませんか。 （質問、意見なし）
議長（会長）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。 （全員挙手）
事務局長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたしました。 小宮山晃次委員の復席を認めます。 （小宮山晃次委員復席 午後4時13分）
議長（会長）	次に、日程第2 議案第4号「令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の意見決定について」を議題とします。 令和7年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を別紙のとおり作成したので決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。
事務局長	本日お手元に配布の「令和7年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 （別紙計画書（案）に基づいて内容を説明） 以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手を願います。
3 番	Ⅱの（2）の①の計と内訳の合計が1ヘク違うのは、コンマ以下があるということですか。
事務局長	多分、だと思います。打ち込んだのは55.082 とかが自動計算でなるので。
議長（会長）	何かありませんか。
12 番	新規参入促進の現状及び課題のところ。〇〇さんということだと。〇〇はこの段階に入っていないですか。
事務局長	そうですね、入れてなかったですね、この報告に。もし、抜けているのがあれば、山村再生課と話しをして入れていけばいいですけど。一応、山村再生課の新規就農調査というのがそういう報告だったので、そこは一体的に合わせております。

議長（会長）	これまでの集積面積59ヘクタール、これが「担い手の」と言われたかな。それは、ここの認定農業者と言うことでなく。担い手というのはどういうことか。
事務局長	認定農業者とか、基本構想水準到達者とか。
議長（会長）	1ページの経営体のトータルが59ということか。 その他。 (発言する者なし)
議長（会長）	ありませんか。 これが、今年度の我々農業委員会が一年間やっていきますよと、あくまで目標です。ので、いやいや、待てよというところがあれば、言っというてもらったと思います。 よろしいですか。 (発言する者なし)
議長（会長）	それでは、採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長（会長）	全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。
閉 会	(閉 会 午後4時29分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和7年4月10日

智頭町農業委員会議長 前 川 義 憲

智頭町農業委員会委員 竹 下 るみ子

智頭町農業委員会委員 林 悦 子